

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は56頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q ジェネリック医薬品への変更調剤について質問があります。含量規格が異なるジェネリック医薬品へ変更する場合、類似する別剤形のジェネリック医薬品へ変更する場合には、①患者の同意があることと、②変更後の薬剤料が同額以下であることという条件を満たしていれば、処方医へ照会せずに変更することができますが、次のような変更調剤において、変更後の薬剤料が高くなるような場合は、患者の同意が得られたとしても処方医への照会は必要なのでしょうか。（匿名希望）

処方されたジェネリック医薬品を別銘柄のジェネリック医薬品に変更調剤する場合

(変更前) ○○○ 2mg錠「A社」×1錠

一般名



(変更後) ○○○ 2mg錠「B社」×1錠

一般名

A 同一の含量規格および同一剤形の後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）への変更ですので、患者の同意が得られていれば、処方医へ疑義照会することなく変更調剤は可能です。

ジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんに基づいて、処方せんに記載されている医薬品をジェネリック医薬品へ変更調剤する場合（処方せんに記載されているジェネリック医薬品を、別銘柄のジェネリック医薬品に変更調剤する場合を含む）には、患者の同意が得られれば、処方医へ疑義照会することなく、当該薬局が備蓄している

ジェネリック医薬品に変更して調剤することができます。

ただし、薬局によっては、処方せんに記載された医薬品と同一の含量規格もしくは同一剤形のジェネリック医薬品を備蓄していない場合もあるため、薬局における医薬品の備蓄に係る負担軽減の観点から、2010年4月1日より、含量規格が異なるジェネリック医薬品または類似する別剤形のジェネリック医薬品に変更することが認められています。ただし、その際の条件としては、①患者の同意を得ていることと、②変更後の薬剤料が変更前と比較して同額以下であることが必要です。

しかし、ここで求められている条件は、「含量規格が異なるジェネリック医薬品」または「類似する別剤形のジェネリック医薬品」へ変更調剤する場合に限られているものです（表1、下線部）。患者の同意が必要であることはいずれの場合にも共通していますが、同一の含量規格または同一剤形のジェネリック医薬品への変更調剤については、従来からの取り扱いどおり、変更前後の薬剤料の差の有無は問われていません。すなわち、そのような場

表1 ジェネリック医薬品への変更調剤について

第3 変更調剤を行う際の留意点について

4 含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤は、変更調剤後の薬剤料が変更前のものと比較して同額以下であるものに限り、対象となるものであること。

また、含量規格が異なる後発医薬品又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤は、規格又は剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なる場合には対象外とするものであること。

厚生労働省保険局医療課長通知：処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（2012年3月5日、保医発0305第12号）より抜粋




表2 疑義照会に関する処方せんへの記載について

<p>第5 処方せんの記載上の注意事項</p> <p>1～7〈略〉</p> <p>8「備考」欄について</p> <p>(1) 保険薬局が調剤を行うに当たって留意すべき事項等を記載すること。</p> <p>(2) 麻薬を処方する場合には、麻薬取締法第27条に規定する事項のうち、患者の住所及び麻薬施用者の免許証の番号を記載すること。</p> <p>(3) 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載すること。</p> <p>(4) 未就学者である患者の場合は「6歳」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者の場合は「高一」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって7割給付の患者の場合は「高7」と記載すること。</p> <p>(5) 〈略〉</p> <p>9 その他</p> <p>薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに以下の事項を記載すること。</p> <p>(1)～(3)〈略〉</p> <p>(4) その他次の事項を「備考」欄又は「処方」欄に記入すること。</p> <p>ア 処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更内容</p> <p>イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容</p>

厚生省保険局医療課長通知：診療報酬請求書の記載要領等について(1976年8月7日、保険発第82号)より抜粋

合には、処方医への疑義照会は不要です。

 **処方医へ疑義照会を行った場合、処方せんの処方欄の「以下、余白」となった部分に、薬剤師がコメントを記入することは認められているのでしょうか。**
(埼玉県 匿名希望)

A 処方せんの「備考」欄または「処方」欄に記入することになっています。


薬剤師が処方医へ疑義照会を行った場合には、処方変更が行われたか否かに関係なく、その回答内容などを処方せんに記入することが義務づけられており(薬剤師法施行規則第15条)、保険処方せん(健康保険法)については、その内容を「備考」欄または「処方」欄に記入することになっています(表2, 9の(4))。

関係通知では「『備考』欄又は『処方』欄に記入すること」とされていることから考えると、「備考」欄よりも「処方」欄への記入を積極的に求めているものではないようにも推測できますが、「備考」欄については、①保険薬局が調剤を行うに当たって留意すべき事項等、②患者の住所および麻薬施用者の免許証番号(麻薬を処方する場合)、

③投薬量の上限が1回14日分の医薬品を15日以上投与した場合の理由、④未就学者の患者や高齢者の負担区分——などの内容が、処方せんを交付した保険医療機関において記載されることになっています(表2, 8の(1)～(4))。

そのため、ケースによっては、スペースの都合上「備考」欄に記入できないこともあり得ますので、そのような場合などに、「処方」欄を活用して記入することはまったく問題ありません。記入する内容やわかりやすさなどに応じて、ケースごとに適宜判断してください。

なお、どちらの欄に記入する場合であっても、その記入が誰により行われたものであるかがわかるようにしておくことが肝要です。

 **ジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんに基づいて、処方せんに記載された医薬品をジェネリック医薬品に変更調剤した場合や、一般名処方で記載された医薬品をジェネリック医薬品に変更調剤した場合には、その内容を処方せんの「処方」欄または「備考」欄に記入しなければならないのでしょうか。** (匿名希望)

処方・調剤・ 保険請求の Q & A

A 特に記入することは求められていません。

ジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんは、記載された医薬品をそれに該当するジェネリック医薬品に変更調剤して差し支えないということを、処方せんの交付時点であらかじめ指示しているものです。

一方、「処方せんの記載上の注意事項」（「診療報酬請求書等の記載要領等について」、1976年8月7日、保険発第82号）では、「医師又は歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合」には、薬剤師に対し、その変更内容を「処方」欄または「備考」欄に記入することを求めています（表2、9の（4）のア）。

しかし、ここで記入が求められている内容とは、疑義

照会によって処方変更が行われた場合のことを意味しています。ジェネリック医薬品へ変更可能な処方せんに基づいてジェネリック医薬品に変更調剤した場合については、これに該当しないものと解釈して差し支えありません（実際に調剤した医薬品名は、調剤録に記入することが規定されています）。

ただ、処方せんに記載された医薬品をどのジェネリック医薬品に変更調剤したのかという情報については、できるだけすみやかに把握できるようにしておくことも大事ですので、薬歴を活用することなども1つの方法でしょう。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎

してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270